

みなさんで高齢者虐待を防ぎましょう

岐阜県では、令和4年度の高齢者虐待に係る相談・通報件数が455件で、その内93.0%が養護者によるものです。

参考：厚生労働省HP

高齢者虐待とは？

高齢者（65歳以上の者）の家族、親族、同居人などが以下の①～⑤の行為を高齢者に対して行うことです。

- ①身体的虐待：殴る・蹴るなど、身体に外傷を負わせる
- ②心理的虐待：怒鳴る・罵る・無視をする など
- ③経済的虐待：必要なお金を渡さない・勝手に使う など
- ④性的虐待：強制的にわいせつな行為をする・させる
- ⑤世話の放棄：食事を準備しない・着替えさせない など



“早期発見”が大切です

虐待の背景には、被虐待者の認知症の症状や、社会的孤立、介護疲れやストレスなど様々な要因があります。

▶介護されている方へ

ひとりで抱え込まず、周りの方や

地域包括支援センターなどへご相談ください

▶地域の方へ

周りに気になる方、介護に悩まれている方はいませんか？

些細なことでも「気づき」がありましたら、

地域包括支援センターへお知らせください

● 岐阜市役所にも相談窓口があります

岐阜市役所 高齢福祉課 高齢者虐待通報 058-265-3889

成年後見制度をご存知ですか？

認知症・知的障がい・精神障がいなどによって、財産管理や法律行為を一人で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であると分からず契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあう恐れもあります。そのような一人で決めることに不安や心配のある方々の権利を擁護する制度です。

金銭管理や不動産の管理・
各種支払の手続き

福祉サービス利用
のための契約



裁判所によって選任された
成年後見人等が支援します



詐欺等不利益な契約を
してしまったときの取り消し

※日常生活に関するものを除く

入院手続き・
施設入所の契約

● 岐阜市役所には「成年後見制度」に関する専門の相談機関もあります
岐阜市成年後見センター ☎ (058) 269-5501

日常生活に心配ごとがありましたら、
まずはお気軽に地域包括支援センターへご相談ください



岐阜市地域包括支援センター 岩野田

- 担当地区 岩野田・岩野田北
 - 開所時間 月曜日～土曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)
 - ご相談は無料です
 - 秘密は厳守いたします
- 岐阜市粟野東5丁目173番1
058-214-4640
(開所時間外の緊急時の相談は、転送電話で対応)

